

反貧困ネットワークあいち 事務局長 弁護士 楳井直樹 様

2013年6月27日 日本共産党 もとむら伸子

毎日のご活躍に心から敬意を表します。お求めのあった質問書について、下記のように回答させていただきます。よろしくお願いたします。

問1 (貧困問題への姿勢)

現在、わが国の相対的貧困率は約16%と先進国で最も高いレベルにあります。あなたは、貧困問題を政治によって解決すべき問題と考えますか。政治によって解決すべき問題と考えるのであれば、解決に向けての基本的な政策構想をお聞かせください。

非正規雇用から正規雇用への転換、最低賃金の引き上げ、解雇規制の強化など、人間らしく働けるルールを確立し、雇用と賃金を立て直して、「働く貧困層」をなくす。中小企業や農林漁業者の経営をまもり、所得増をはかる。年金削減の中止、低年金の底上げ、最低保障年金の導入で、無年金・低年金問題の根本的解決をはかる。医療や介護の保険料・自己負担の軽減、公的保育の充実など、社会保障の拡充をすすめる。雇用保険の拡充、失業者に対する生活扶助制度の確立、職業訓練と再就職支援の強化など、“生活保護以外の公的扶助が弱すぎる”という現行制度の弱点をただし、失業者を支援する制度の総合的な充実を推進し、貧困対策をすすめます。

問2 (社会保障制度改革について)

貧困問題の解決のためには、社会保障制度が果たす役割が大きいことは言うまでもありません。

先の国会で成立した社会保障制度改革推進法は、「家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じた自助・共助・公助の適切な組み合わせの実現」「社会保障の機能の充実・給付の重点化・制度の運営の効率化」などを基本的な考え方として掲げています。あなたは、自助を過度に強調したり給付の切り下げを内容とするような社会保障制度改革の方向性についてどのように考えますか。

社会保障は一人ひとりの必要に応じて給付するものであり、負担は「受益」に応じてではなく、「能力」に応じて課すものです。社会保障制度改革推進法は、社会保障の給付を「受益」とみなし、受ける利益に見合う負担をさせることを基本方針とし、社会保障の大原則から逸脱しています。自助と共助で成り立っている民間保険のような仕組みが社会保障とされ、そうした仕組みを運営するのが国の役割といって、国の責任と負担を放棄しようとするものです。

国民に生存権を保障し、国に社会保障増進の責務を課した憲法25条の全面実現をめざし、社会保障の充実と改革をすすめていきます。

問3 (社会保障の財源について)

社会保障に要する費用の主要財源については、社会保障制度改革推進法第2条第4号が示すように消費税を充てるべきとする考え方もある一方で、消費税は逆進性が強く貧困・低所得層への影響が大きいため、富裕層への課税強化や資産課税、法人課税などによって財源を賄うべきとの考え方もあります。社会保障の財源に関するあなたの考えをお聞かせください。

歳出のムダを一掃し、富裕層と大企業の応分の負担を求める財政改革をすすめて、大企業の内部留保を活用し、国民の所得を増やして経済を健全な成長の軌道にのせる民主的経済改革によって、社会保障再生や財政危機打開の財源を確保します。先進水準の社会保障拡充をめざす段階では国民全体に負担を求めますが、消費税にたよらず、所得税を中心とした「応能負担」の原則をつらぬきます。

問4 (雇用に関して)

安倍内閣は、いわゆるアベノミクスの「三本の矢」の一つとして成長戦略を掲げ、産業競争力会議や規制改革会議での議論が行われています。そこでは、雇用制度改革が大きなテーマとなっており、解雇規制や労働時間規制の緩和や労働者派遣の活用など2008年のリーマンショックをきっかけに派遣切り、期間切りが横行したことを忘却したかのような議論がなされています。

- (1) あなたは日本において解雇が過度に規制されていると考えておられますか。勤務地職種を限定した限定正社員という制度を導入することが議論されていますが、正社員よりも労働条件が低下し、解雇が容易になる雇用形態を認めることになるとはお思いになりませんか。
- (2) 「健康管理のルールを順守することを前提に労使の合意を尊重した働き方とする」として労働時間規制の緩和が唱えられていますが、残業代の支払いをなくし、過労死、過労自殺などが根絶されないもとで労働時間に関する使用者の管理責任を免除することになる危険性があるとは思いませんか。
- (3) 若者の多くが非正規でしか働けないという状況が続いています。他方、大量の新卒社員を採用しながら、過酷な働き方をさせて、大量の離職者を出すという人を使い捨てるような雇用も広がっています(ブラック企業)。あなたは、日本において「人間らしい労働(ディーセントワーク)」を実現するために、どのような措置をとる必要があるとお考えですか。

(1) 職務や勤務地を限定した「限定正社員」は、その職務の廃止や事業所の閉鎖でいつでも解雇できるようにする「名ばかり正社員」や、「金さえ払えば解雇できる」仕組みの導入などにつながります。「首切り自由の国」にはなりません。

(2) 何時間働こうが取り決めた残業時間しか認めない裁量労働制の拡大や労働時間規制がルーズになりやすいフレックスタイム制の要件緩和、さらには労働時間規制自体を外す「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入に、 「残業代ゼロ」、「ただ働きと長時間労働自由の国」づくりは認められません。

(3) 世界がディーセント・ワーク（人間らしい労働）の実現をめざしています。わたしは、政府がすすめる労働法制の規制緩和をやめさせ、人間らしく働けるルールを確立します。そのために、ILO（国際労働機関）の労働時間・休暇関係の条約をはじめ、111号（雇用における差別禁止）、158号（解雇規制）、175号（パートタイム労働）などの諸条約を批准し、解雇の規制、非正規雇用労働者の正社員化と均等待遇、「サービス残業」の根絶、長時間・過密労働の是正、最低賃金の引き上げ、労働災害の防止と認定基準の緩和など、人間らしく働けるルールを確立します。

問5 （住宅に関して）

日本の住宅事情は、住宅戸数が世帯数を二割近く上回り、住宅戸数の13%が空き家である一方で、公営住宅の応募倍率が十倍程度（大都市ではもっと多い）あり、居住問題は深刻です。社会的ニーズに適合しない公営住宅の大量の建替えをひかえ、積極的に民間賃貸住宅を公営住宅として活用することなどが考えられます。あなたは、こうした民間賃貸住宅の公営住宅としての活用施策（公営住宅の借上げ）についてどのようにお考えですか。また、深刻な居住問題への対応をどのようにお考えですか。

公営住宅の新規建設とともに、UR住宅の空き家や、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅にするなど、多様な供給方式の活用で公営住宅を大幅に増やします。

持家重視の住宅政策を改め、①国民の住まいに対する権利の規定と国自治体の責務の明確化、②公共住宅の質量ともの改善の明確化、③耐震性や居住スペースなど、めざすべき居住・住環境の水準の法定化、④適切な居住費負担の設定と家賃補助制度の創設、⑤国民の居住権を守るための住宅関連業者・金融機関などの責務を明確化し、市場任せでなく国・自治体が積極的に介入するなど、「住生活基本法」（「住宅基本法」）を抜本的に改正し、居住生活の改善・向上をめざします。

問6 （生活保護に関して）

貧困問題の解決に向けた最後のセーフティネットと言われるのが生活保護制度です。

(1) 政府は、本年8月より3年にわたって生活扶助基準を引き下げを予定しています。生活扶助基準を引き下げるとは、生活保護受給者の暮らしを直撃するだけでなく、住民税非課税基準の引き下げ、就学援助支給基準の引き下げなどの形で幅広い市民の暮らしにも大きな影響を与えます。あなたは、生活扶助基準を引き下げを妥当と考えますか。

(2) 生活保護法の改正（案）によって、生活保護申請にあたって申請書と添付書類の義務化、福祉事務所から親族に対し扶養できないこと説明を義務付けることが明文化されようとしています。この結果、最後のセーフティネットである生活保護の申請が抑制されるのではないかと懸念されていますが、あなたはこのような生活保護法改正についてどのように思われますか。

(3) 福祉事務所に配置されるケースワーカーは、生活保護受給者の自立を助長する上で重要な役割を担っていますが、社会福祉法上の標準数を満たしていない福祉事務

所も多く（ちなみに平成 24 年度の充足率は名古屋市が全国の自治体で最低でした）、社会福祉法で義務付けられている社会福祉主事任用資格を保有していないケースワーカーも少なくありません。ケースワーカーの体制を質・量ともに強化していくことは、受給者の自立支援のためにも、生活保護費の不正受給を防止するためにも重要であると考えますが、あなたの考えをお聞かせください。

（４）その他、生活保護制度のあり方に関するあなたの考えを教えてください。

- （１）生活保護基準は、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金をはじめ、介護保険の保険料・利用料の減額ライン、障害者福祉の利用料の減額基準、生活福祉資金貸し付けの基準、公営住宅の家賃減免の基準、国保の窓口負担の減免対象の基準などに、直接リンクするほか、未熟児の医療費補助、慢性疾患のある子どもへの医療費助成や日常生活養護の給付、児童入所施設の費用、私立高校の授業料減免など、子どもの支援にかかわる多くの制度の基準にも連動しています。福祉の全面的後退を引き起こす引き下げは許せません。
- （２）生活保護法の改悪は、生活に困窮して保護を申請する人を窓口で追い返す、違法な「水際作戦」を“合法化”するものです。全国各地で、保護の申請を門前払いされた人が、餓死・孤立死に追い込まれ、遺体で発見されるなどの事件が相次いでいますが、「水際作戦」の強化はこうした悲惨な事態をさらに広げるものであり認められません。
- （３）不正受給を防止・根絶するとともに、もっと深刻な「漏給」問題を解決するために生活困窮者の相談や申請に迅速に対応し、実情を踏まえてきめ細かく対応する体制を整えることが不可欠です。国の責任でケースワーカーを大幅に増員し、過重な担当件数を減らすなど待遇改善をはかることが必要であり、ケースワーカーの専門性を高め、生活困窮者にきめ細かな支援ができる体制を構築します。
- （４）生活保護は、国民の生存権をまもる“最後の砦”であり、保護費の水準は、国民生活の最低基準（ナショナル・ミニマム）を具体化したものです。受給者全体が「不正」をしているかのように事実をゆがめ、国民のなかに分断を持ち込んで、互いに「叩きあう」よう仕向けて、社会保障の縮小・解体をねらう卑劣なやりかたを断じて許しません。生活保護の制度と、憲法 25 条が保障した国民の生存権をまもり、生活保護を国民の人権保障の制度として再構築していきます。

以上